

尾張旭市オープンデータ推進ガイドライン

1. 目的

尾張旭市では、オープンデータ推進をすることで、観光・防災分野をはじめ、あらゆる分野で、官民協力の新規サービスが創出され、地域の活性化が期待されるため、国の地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン及びあいち電子自治体推進協議会のオープンデータ推進ガイドライン等に従い、市が所有する情報のうち二次利用可能であると判断したデータから順次オープンデータとして提供できる環境を整備し、データを公開する。

本ガイドラインは、オープンデータを推進する際の基本的な考え方と取り組みの方向性を示すものとして策定したものである。なお、本ガイドラインの内容は、今後の国の政策動向や技術の進展等を踏まえて、随時改訂していくものとする。

2. 意義

(1) オープンデータとは

オープンデータとは、国や地方公共団体等が保有している公共データを、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開することで、事業者や住民等の様々な主体による新たなサービスや事業の創発を目指す取り組みである。

(2) オープンデータを推進する意義

ア 行政の透明性・信頼性の向上

本市が所有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

イ 官民協働による公共サービスの実現

複数の行政機関や民間サービスを組み合わせることで、民間からも生活利便性を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できる。また、住民や民間団体等とデータを共有することで、地域課題の解決に向けて、官民が現状を共有、課題を具体化し、実現策を一緒に考える機運が高まる。

ウ 地域経済の活性化

データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることから、コスト圧縮ができるとともに、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。

エ 行政における業務の効率化

各部署が保有しているデータの検索性が向上し、データ作成や管理の重複の排除等、自治体内の業務の効率化につながる。

3. 基本原則

- (1) 取り組み可能なデータから速やかに公開に着手し、順次拡大していく。
- (2) 可能な限り、機械で判読でき、二次利用が可能な形式でデータを公開する。
- (3) 各部署の取り組み状況に配慮しつつ、オープンデータを推進する。
- (4) データの公開に留まらず、オープンデータ活用の促進を目指す。

4. 体制

オープンデータは、情報政策課を主担当課とし、全庁的な体制によって推進する。

5. 基本指針

(1) データの選定

オープンデータの推進にあたっては、公開へのニーズが高く、取り組み可能なデータから着手することが有効であると考えられる。また、各自治体が個々で独自のデータ項目や形式でデータを提供するよりも、統一して提供する方が、利用する住民、企業にとっては効率的であり、利便性が高まる。このことから、本市のオープンデータは、瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町の7市町が連携し、オープンデータの推進を図る目的で組織した「オープンデータ推進会議」で7市町共通整備項目となっているものを優先する。なお、その他の分野のデータについても、あいち電子自治体推進協議会オープンデータ推進ガイドラインの推奨データとなっているものや情報公開請求や要望等のニーズ等を踏まえて順次追加するものとする。

(2) データ形式

公開するデータの形式は、オープンデータの達成度の評価指標として用いられている「5つ星オープンデータ」の指標を参考に、データ種別によって最適なものを選択する。

(3) データの利用

データの利用にあたっては、別途定める「尾張旭市オープンデータ利用規約」に従う。

(4) データの公開

データの公開は、インターネットから自由に入手できるように、市公式ホームページ等で公開する。また市民が周辺自治体のデータも合わせて入手しやすいように、あいち電子自治体推進協議会が開設するサイトにリンクを貼る。

(5) データの項目

公開するデータの項目は、瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町の7市町が連携し、オープンデータの推進を図る目的で組織した「オープンデータ推進会議」で7市町共通整備項目（7市町共通整備項目は、メタデータに下記のアイコンを表示する）となっているものを優先し、その他の分野のデー

タについても、あいち電子自治体推進協議会オープンデータ推進ガイドラインの推奨データセットフォーマットなどの共通フォーマットがあるものを参考に作成する。



6. データの二次利用ルール

(1) 二次利用ルール

二次利用のルールは、オープンデータとして、広く採用されているクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの体系を採用し、そのデータに応じて適切な形態により、公開する。

ア CC BY

公開する多くのデータは、オープンデータとして幅広く利活用が可能で、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」が推奨し、国際的に広く採用されているCC BY (クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際ライセンス) を推奨する。この権利の特徴は、原作者のクレジット (氏名・タイトルなど) を表示することを条件に、改変、営利目的での二次利用を許可し、高い自由度となる。また、データ利用の無保証および責任制限が条項に含まれている。



イ CC BY-ND

原作者のクレジット (氏名・タイトルなど) を表示し、かつ、元の作品を改変しないことを条件に、営利目的での利用 (転載、コピー、共有) を許可するライセンスである。



ウ CC BY-NC-ND

原作者のクレジット (氏名・タイトルなど) を表示し、非営利目的であり、か

つ、元の作品を改変しないことを条件に、作品などを再配布できるライセンスである。



<参考>クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、4種類の条件の組み合わせで構成される。

種別	マーク	略称	条件
表示		BY	作品のクレジットを表示すること
非営利		NC	営利目的で利用しないこと
改変禁止		ND	元の作品を改変しないこと
継承		SA	元の作品と同じ組み合わせクリエイティブコモンズライセンスで公開すること

(2) ライセンスの表示

データを公開する市ホームページにおいて、利用ルールを明示する。また、公開するデータ個別のページにもライセンス表示及び、無保証および責任制限を明示する。

7. 二次利用に関する契約

オープンデータとして公開する可能性のあるデータの作成、収集を外部業者に委託する場合には、機械判読に適したデータ形式でも納入するよう契約事項に記載することとする。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和元年11月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。